

第11期第3回 東京地方労働審議会 資料

令和4年12月22日（木）14時～16時

東京労働局 11階会議室 1-1・1-2



目次

1	令和4年度東京労働局行政運営方針	(1頁)
2	新型コロナウイルス感染症への取組	(2頁)
3	雇用環境・均等担当部署	(3～7頁)
4	労働基準担当部署	(8～13頁)
5	職業安定担当部署	(14～21頁)
6	需給調整事業担当部署	(22～23頁)
7	労働保険適用徴収担当部署	(24頁)



新型コロナウイルス感染症の雇用への影響を踏まえた総合労働行政機関としての施策の推進

雇用維持・労働移動等に向けた支援やデジタル化への対応

- 雇用の維持・在籍型出向の取組への支援
- 人手不足分野や地域間の円滑な労働移動の推進
- デジタル化の推進

多様な人材の活躍促進

- 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進
- 新規学卒者等への就職支援
- 非正規雇用労働者等へのマッチングやステップアップ支援
- 就職氷河期世代の活躍支援
- 高齢者の就労・社会参加の促進
- 障害者の就労促進
- 外国人に対する支援
- 民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の推進

誰もが働きやすい職場づくり

- 柔軟な働き方がしやすい環境整備
- 安全で健康に働くことができる環境づくり
- 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進
- 治療と仕事の両立支援
- 労働保険適用徴収業務の適正な運営

東京労働局・労働基準監督署・ハローワークにおける新型コロナウイルス感染症への取組

新型コロナウイルスの感染症拡大は雇用にも大きな影響を与えており、雇用の安定と就業の促進等が課題となっている。東京労働局・労働基準監督署・ハローワークでは感染防止対策を図りながら、以下の各種支援策を講じ、雇用・労働施策を総合的・一体的に運営している。

【主な各種支援策】

- ・特別労働相談窓口等の開設
- ・労働保険料等の納付の猶予
- ・特別休暇制度の導入支援（学校休業、母健休暇）
- ・労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可有効期間更新時における財産的基礎要件の特例措置

＜助成金制度＞

- ・雇用調整助成金
- ・産業雇用安定助成金
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金制度
- ・小学校休業等対応助成金・支援金
- ・母性健康管理措置による休暇取得支援助成金



飛沫防止シート

特別労働相談窓口及び署所における新型コロナウイルス感染症関連の相談状況（R4年4月～R4年9月30日）

相談内容	件数	割合
雇用調整助成金	41,798	98.9%
休業	17	0.04%
賃金	67	0.16%
解雇・雇止め	19	0.04%
安全衛生	2	0.00%

■感染防止を図るため、電話による労働相談、電子申請、郵送での各種届出、申請を促進している。

【電話による相談等が可能な主なもの】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、雇止め、配置転換、賃金引下げなどの他あらゆる分野の労働相談
- ・ハローワークによる職業相談・職業紹介など
- ・労働保険料等の納付に関すること

【電子申請や郵送による届出・申請などが可能な主な手続き】

- ・36協定や就業規則の届出・労働者死傷病報告・労災保険給付請求書の提出など
- ・雇用保険被保険者の資格取得や資格喪失に関する届出など
- ・ハローワークへの求人申込・求職申込（マイページの活用） ※雇用調整助成金はオンライン申請可能
- ・ハローワークや雇用環境・均等部の各種助成金申請など（郵送のみ可）
- ・労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可申請・事業報告書の提出など
- ・労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書、特別加入申請書・変更届等

【インターネットによる情報収集が可能な主なもの】

- ・ハローワークインターネットサービスによる求人情報
- ・労働者の労働条件、安全や衛生に関する各種情報、FAQ

【法律・制度などの周知】

- ・Webによる説明会や人数制限をかけ小規模での開催など



⚠️ 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

- ▶ [相談、届出・申請などは「電話」、「電子申請」、「郵送」をご活用ください](#)
- ▶ [各種支援策のお知らせ（相談窓口・助成金等）](#)
- ▶ [雇用調整助成金のお知らせ](#)
- ▶ [（不正受給の通報・自主申告もこちら）](#)
- ▶ [休業支援金・給付金のお知らせ【厚生労働省HPへリンク】](#)
- ▶ [産業雇用安定助成金のお知らせ【厚生労働省HPへリンク】](#)
- ▶ [小学校休業等対応助成金【厚生労働省HPへリンク】](#)
- ▶ [小学校休業等対応助成金の申請書の提出方法についてご注意ください。（NEW!）](#)

第1 誰もが働きやすい労働環境の整備

1 働き方改革実現に向けた取組

(1) 働き方改革の着実な定着

管内企業における働き方改革の取組を推進させるために、労働局、労働基準監督署、公共職業安定所が一体となって取り組んでいる。

商工団体等に対し、会員企業への働きかけを要請している。

また、企業訪問による啓発、好事例の紹介、説明会等により、働き方改革の取組を促進するとともに、大企業の働き方改革に伴う下請け等中小企業事業主への「しわ寄せ」防止についても周知啓発を行っている。

(2) 東京働き方改革推進支援センター（東京労働局委託事業）によるワンストップ支援サービス

中小企業・小規模事業者等が抱える長時間労働の削減、同一労働同一賃金の実現等の働き方改革関連法への対応や、生産性の向上による賃金引上げ、人手不足解消に向けた人材確保・定着など、働き方改革に関する様々な課題について、東京働き方改革推進支援センターの専門家による電話・窓口相談、企業訪問コンサルティング、事業主向けセミナーの開催と講師派遣などワンストップ支援サービスを行っている。

新宿駅動く歩道（R4号街路）柱面ディスプレイ
による周知・広報



講師派遣による中小企業向けセミナーの様子



2 テレワークの導入・定着促進

新型コロナウイルス感染症対策として「新しい働き方」である情報通信技術を活用したテレワークが注目を集めている。

適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図るため、令和3年3月に改正されたテレワークガイドラインについて、オンライン説明会や動画を作成する等の手法により周知を行うとともに、助成金の支給を通じた企業の支援を行っている。



(上) テレワークガイドラインに係る説明動画
(youtube東京労働局アカウントに掲載)



(右) テレワーク助成金に係る説明動画シリーズ
(youtube東京労働局アカウントに掲載)



下半期の取組

11月の「しわ寄せ」防止キャンペーン月間において、報告徴収時や、働き方・休み方改善コンサルタントによる企業訪問時等のあらゆる機会をとらえ、大企業等に対し、しわ寄せ防止の要請を実施する。

また、テレワークや勤務間インターバル制度等の新しい働き方について、オンライン説明会等により引き続き周知を行う。

第2 女性の活躍推進等

1 女性の職業生活における活躍の推進

令和4年4月1日に施行された改正女性活躍推進法により常用労働者数101人以上300人以下の事業主について「一般事業主行動計画」の策定・届出等が義務化された。

上期は未届企業に対して文書による督促や法に基づく報告徴収を実施し、助言・指導を行った結果、全ての義務対象企業において策定・届出が行われた。

常用労働者数101人以上300人以下の企業の届出状況

100% (5,179社)

(令和4年4月1日時点で把握している企業数)

常用労働者数301人以上の企業の届出状況

96.3% (4,986社) (9月末)

2 男女の賃金差異の情報公表について

令和4年7月8日に省令・告示の改正により、常用労働者数301人以上の事業主について男女の賃金差異の情報公表が義務付けられた。東京労働局ホームページに特集ページを開設し、周知を図った。

女性活躍推進法認定マーク「えるぼし」「プラチナえるぼし」



※えるぼし認定企業数 **966社** (上半期102件↑) プラチナえるぼし認定企業数 **10社** (上半期6件↑)

下半期の取組

男女の賃金差異の情報の公表時期については、新しい事業年度の開始後概ね3か月以内とされていることから、来年4月～6月に公表を行う企業が多いものと見込まれる。公表が円滑に行われるよう引き続き周知を徹底していく。

女性活躍推進法に基づく認定制度についても様々な機会を捉えて周知するとともに取得促進を図る。

第3 仕事と家庭の両立支援対策の推進

1 育児・介護休業法の周知等

令和4年4月1日から順次施行されている改正育児・介護休業法について、男性の育児休業取得を促進するため事業主向け・労働者向け解説動画を東京労働局ホームページに掲載し、広く周知を図っている。

また、育児や介護休業の取得等に関する労使間の紛争について、紛争解決援助等の制度活用を促し早期解決を支援している。法令違反が疑われる場合には、是正指導を行っている。

併せて、助成金の支給等により仕事と育児・介護の両立を図りやすい職場環境の整備に取り組む事業主を支援している。



改正育児・介護休業法解説動画
(人事労務担当者向け)

(youtube東京労働局アカウントに掲載
再生回数1万回)

改正育児・介護休業法解説動画
(パパ・ママになる労働者向け)



(youtube東京労働局アカウントに掲載
再生回数4983回)

2 次世代育成支援対策の推進

令和4年4月1日に次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度の認定基準の改正が行われ、また、不妊治療との両立に取り組む企業に対し「くるみんプラス」という新たな認定制度の創設が行われた。

改正内容をホームページに掲載し周知するとともに、認定の取得促進を図っている。

次世代法認定マーク



「くるみん」



「プラチナくるみん」「トライくるみん」



「くるみんプラス」



くるみん認定企業数



※くるみん認定企業数 1331社 (上半期37件↑)
プラチナくるみん認定企業数 219社 (上半期7件↑)

下半期の取組

引き続き、改正育児・介護休業法について、あらゆる機会をとらえて周知を図る。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく認定基準の改正についてもあらゆる機会をとらえて周知を図る。

第4 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

パートタイム・有期雇用労働法の周知及び履行確保

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けて、あらゆる機会を通じ、パートタイム・有期雇用労働法の周知を図っている。

また、パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収等を実施することにより、法の着実な履行確保を図っている。

下半期の取組

引き続き、同一労働同一賃金の考え方等、法の周知を図る。

NO！就活セクハラ周知チラシ

NO! 就活セクハラ

こんな行為は許されません！

性的な冗談やからかい	食事やデートへの執拗な誘い
性的な事実関係に関する質問	不必要な身体への接触
拒否等したことによる不利益取扱い(採用差別・内定取消等)	性的な関係の強要

こんな場面で起きています！

インターンシップに参加したとき	企業説明会やセミナーに参加したとき
就職採用面接を受けたとき	内々定を受けた時や受けた後
リクルーターと会ったとき	志望先企業の従業員との酒席の場
SNSや就活マッチングアプリを通じてやり取り等を行っていたとき	OB/OG訪問のとき

（引用）厚生労働省労働政策2023.4.30「職場のハラスメントに関する取組指針（企業向け）令和2年版厚生労働省報第17号（2023）」

企業リスク 社会的責任（信用の低下） 長年責任（採用歴低減） 刑事責任（刑事罰）

事業主や労働者にはハラスメント防止のための責務が課されています。自らの責務をしっかりと認識しつつ、ハラスメントのない職場を作りましょう！

第5 総合的ハラスメント対策の一体的実施

総合的なハラスメント防止対策の周知徹底

令和4年4月1日から全ての企業に対して職場のパワーハラスメント防止措置が義務付けられたことから、解説動画や自主点検をホームページに掲載して法制度の周知し、企業における防止対策の取組を図っている。

また、各種ハラスメント（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント）に関する労使間の紛争について紛争解決援助等の制度活用を促し、早期解決を支援している。法令違反が疑われる場合には、是正指導を行っている。

また、社会的に問題となっている就職活動を行う学生等に対するいわゆる「就活セクハラ」や「カスタマーハラスメント」についても防止策を徹底するよう周知・啓発等を行っている。

ハラスメント撲滅宣言
ロゴマーク

ハラスメント撲滅宣言

ひどい暴言、不当な要求には
毅然と対応します

企業名 東京労働株式会社

カスタマーハラスメント撲滅宣言企業を応援します

厚生労働省 東京労働局

下半期の取組

12月の「職場のハラスメント撲滅月間」において、ハラスメント防止対策について、企業向け説明会を開催するとともに、特別相談窓口を設置する。

第6 個別労働紛争の解決制度に関する施行状況

1 総合労働相談の実施

都内20か所の総合労働相談コーナーにおいて、労働問題に関するあらゆる分野の相談に対応を行っている。

2 助言・指導及びあっせんの実施

相談者の意向や紛争の実情等を踏まえて、「労働局長による助言・指導」や「紛争調整委員会によるあっせん」を実施して適正かつ迅速に紛争の解決を促進している。

令和4年度上半期の相談、助言・指導、あっせん

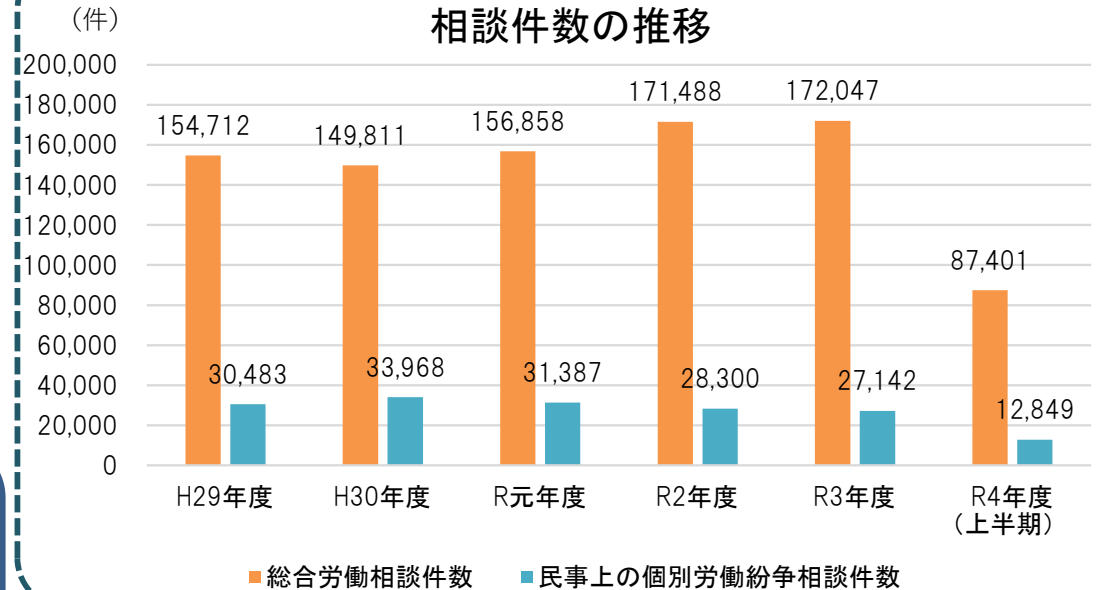
○ 総合労働相談件数	87,401件	(前年同期比)	5.7%増
うち民事上の個別労働紛争相談件数	12,849件	(同)	9.0%減
○ 労働局長による助言・指導の申出受付件数	182件	(同)	20.5%増
○ 紛争調整委員会によるあっせん申請受理件数	346件	(同)	6.8%増

下半期の取組

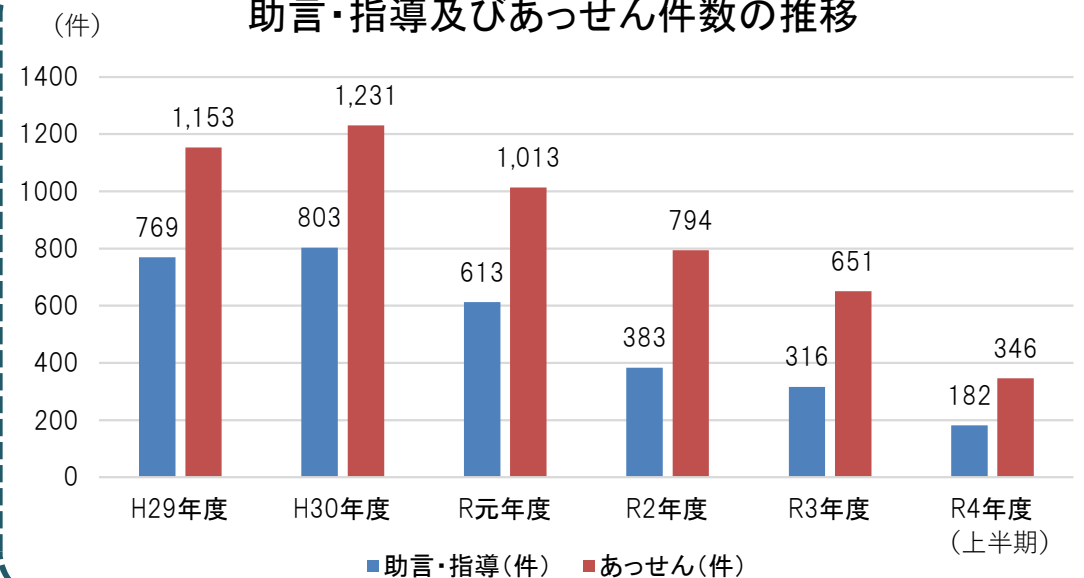
あらゆる機会をとらえて総合労働相談コーナー及び個別労働紛争解決制度の周知を図る。

関係機関・団体と連携し、相談への的確な対応、個別労働関係紛争の円滑・迅速な解決を図る。

相談件数の推移



助言・指導及びあっせん件数の推移



1 過重労働による健康障害防止を始めとした働き方改革の推進①

(1) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止に係る監督指導等

各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して重点的な監督指導を実施。

○ 監督指導の実施状況<4月～9月の実績>

	①1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場		②長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場	
	令和4年度(速報値)	令和3年度	令和4年度(速報値)	令和3年度
実施件数	750件	686件	110件	130件
違反率	78.9%	78.4%	70%	70.8%

(2) 脳・心臓疾患及び精神障害事案の迅速・適正な処理

脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災請求事案については、調査計画を策定した上で、引き続き、関係部署との連携を図り、効率的・効果的な調査を実施し、認定基準に基づいた迅速かつ適正な認定を実施。

(3) 「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進

- 精神障害に係る労災支給決定があった事業場に対し、パワーハラスメント防止対策の啓発を含む、メンタルヘルス対策の取組等について指導を実施(10月末現在、個別指導42件実施)。
- 概ね3年程度の期間に、精神障害に係る労災支給決定事案を複数発生させた「企業の本社」に対しても全社的なメンタルヘルス対策の取組等について指導を実施(10月末現在、個別指導6件実施)。

(4) ストレスチェック制度実施の推進

- ストレスチェック制度実施の徹底を図るため、結果報告未提出事業場に対して個別指導を実施(10月末現在、個別指導58件実施)。
- ストレスチェック結果の集団分析とその結果の活用についての周知を図るため、自主点検を実施。(ストレスチェック実施結果報告書の提出率：令和3年分 62.9% 令和2年分 78.3%)

(5) 上限規制適用猶予業種に対する取組

ア 建設業

建設業における働き方改革推進総合対策を策定し、施工事業者等に対し働き方改革に関する説明会を実施するとともに(9月末時点 52回実施)、工事発注者に対しても理解を求めため労働時間削減推進協議会を実施。

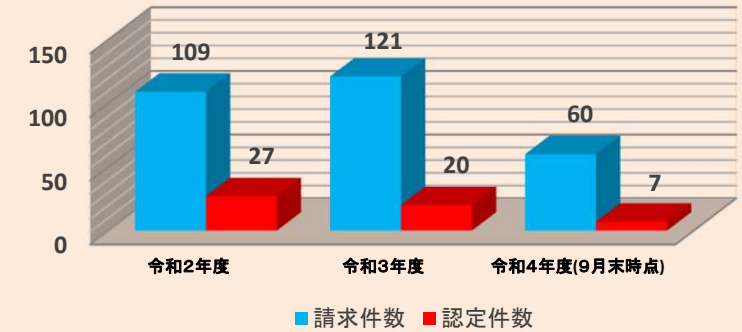
イ 道路旅客運送業

バス業、ハイヤー・タクシー業について、改善基準告示の見直しについて中間とりまとめが行われたことを踏まえ、関係団体と連携し、労働時間制度についての説明会を実施(9月末時点 バス業 22回、ハイタク業 18回)。

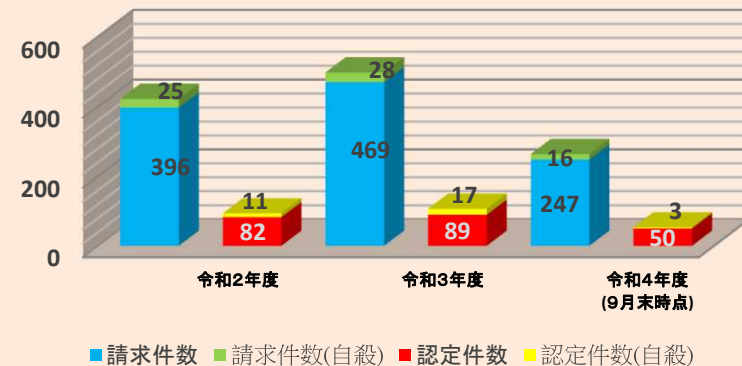
ウ 医療機関

東京都・医療勤務環境改善支援センターと連携し、電話や訪問による相談対応、労働時間短縮計画の作成支援、社内研修への講師派遣を実施。

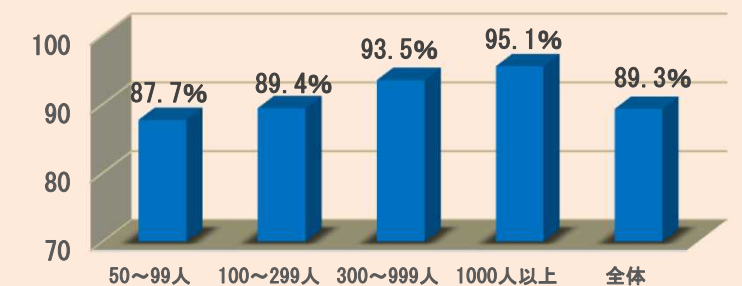
脳・心臓疾患の労災補償状況



精神障害等の労災補償状況



ストレスチェック実施後に集団分析を実施した事業場の割合(令和3年分)



1 過重労働による健康障害防止を始めとした働き方改革の推進②

(6) 中小企業等に対する改正労基法等の周知徹底のための相談・支援

平成30年4月から、働く方々の労働条件の確保・改善を目的として、各監督署に「労働時間改善指導・援助チーム」(労働時間相談・支援班、調査・指導班)を編成するとともに、「労働時間相談・支援コーナー」を設置して、労働時間の改善などを促し、働き方改革の推進を図っている。

ア 労働時間相談・支援班

監督署における労働時間相談・支援班による労働時間制度全般についての説明会等における周知、事業場への個別支援、窓口等での法令教示を実施。

<4月～9月の実績>(速報値) ① 説明会等 170回 参加事業場数 2,597事業場 ② 事業場への個別支援 2,684件 ③ 窓口等での法令教示 9,585件

イ 「しわ寄せ」防止

下請等中小事業者からの相談や監督指導で把握した「しわ寄せ」に係る情報を、地方経済産業局等関係行政機関への通報を確実にし、「しわ寄せ」防止総合対策を推進。

(7) 治療と仕事の両立支援

疾病や障害を抱える労働者が、治療と仕事を両立することができるよう取り組む事業者を支援するため、ガイドラインのほか、「企業・医療機関連携マニュアル」について周知。また、経営トップによる基本方針について、局ホームページで募集するほか両立支援に取り組む企業本社に対して応募を依頼。

下半期の取組

1 長時間労働の抑制等

- ・窓口及び各種説明会において、長時間労働の抑制への取組を求めるとともに、長時間労働が疑われる事業場に対し、重点的に監督指導を実施する。
- ・11月に過重労働解消キャンペーンを実施し、(1)重点監督、(2)全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)、(3)使用者団体等への協力要請、(4)ベストプラクティス企業への職場訪問等、長時間労働の抑制等の過重労働解消に向けた集中的な取組を行う。

2 脳・心臓疾患及び精神障害事案の迅速・適正な処理

- ・引き続き関係部署との連携を図り、効率的かつ効果的な調査を実施するとともに、認定基準に基づく適正な認定を行う。

3 メンタルヘルス対策

- ・精神障害等に係る労災支給決定があった事業場、複数の精神事案に係る労災請求事案を発生させた企業本社に対する個別指導を実施する。
- ・メンタルヘルス対策好事例集を作成する。

4 ストレスチェック制度の推進

- ・ストレスチェック制度実施の徹底を図るため、結果報告未提出事業場に対する集団指導、個別指導を実施する。

5 上限規制適用猶予事業・業務に対する取組

- ・建設業については、引き続き工事発注者も参画する協議会を開催し、工事発注者・業界団体の取組事例の発表等により、働き方改革推進の意識の醸成を図る。また、工事発注者を構成員に多く含む業界団体に対し、建設業における働き方改革推進の理解を求める要請を行う。
- ・トラック業、バス業、ハイヤー・タクシー業については、改善基準告示の見直しの間とりまとめが行われたことを踏まえ、労働時間制度に関する説明会を開催する。また、トラック業については、取引環境・労働時間改善地方協議会を開催するとともに、荷主への要請強化を行う。
- ・医療機関については、東京都・医療勤務環境改善支援センターと連携し、都内のすべての医療機関を対象に、動画配信形式の説明会を実施する。

6 中小企業等に対する相談・支援

- ・労働時間相談・支援コーナーでの懇切・丁寧な相談対応を実施するほか、引き続き、説明会の開催や個別訪問による支援を実施し、労働時間の縮減等の取組を支援する。
- ・地方経済産業局及び公正取引委員会事務総局地方事務所等の関係行政機関との連携に配慮し、引き続き、「しわ寄せ」防止総合対策を推進する。

7 治療と仕事の両立支援

- ・令和4年10月に自主点検を、令和4年10月31日に東京地域両立支援推進チーム会議との共催により「治療と仕事の両立支援セミナー」を実施する。
- ・第6回東京地域両立支援推進チーム会議を令和4年11月にWeb形式で開催する。

2 新型コロナウイルス感染症の影響下における労働基準監督署の取組み

(1) 申告・相談への対応

労働局及び監督署の相談窓口において、申告・相談者の置かれた状況に配慮して懇切・丁寧に対応するとともに、賃金不払(休業手当の未払いを含む)や解雇などの事案については、優先的に監督指導などを実施。長時間労働、賃金不払残業などに関する投書等の情報については、その内容や状況を踏まえた上での確に対応した。

申告受理件数(4月～9月) 1,663件(速報値)(前年同期比 9%増)
前年同期 1,526件

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による大量整理解雇等のおそれのある事業場に対する啓発指導の実施

報道及びTSR情報等各種情報の収集に努め、関係部署と連携の上、関係法令が遵守されるよう啓発指導を実施。

啓発指導実施件数(4月～9月) 158件(速報値)(前年同期比 12.8%増)
前年同期 140件

(3) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用

新型コロナウイルス感染症の影響等による経済的損失を受け、企業倒産により賃金の支払を受けられない労働者の速やかな救済を図るため、不正受給防止にも留意しつつ、未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運用。

未払賃金立替払認定申請件数(4月～9月) 76件(速報値)(前年度同期比 58.3%増)
前年同期 48件

(4) 職場における新型コロナ感染拡大防止対策

個別指導や各種届出の受理時など、事業場と接する機会を活用して「取組の5つのポイント」(リーフレット)の実施状況の確認及び指導を実施。

(5) 新型コロナウイルス感染症を含む労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求については、迅速な事務処理を行うとともに、認定基準に基づいた適正な認定を実施。

新型コロナウイルス感染症に係る労災請求事案については、感染経路等の的確な把握を行い、迅速・適正に認定を実施。また、集団感染が発生した事業場に対し、感染者に関する労災請求勧奨を実施(令和4年4月～9月の勧奨件数は12件)。

新型コロナウイルス感染症の労災補償状況

	請求件数	決定件数
令和4年度10月末(速報値)	10,650	8,274
令和3年度	3,746	3,282
令和2年度	1,697	968

下半期の取組

- 1 新型コロナウイルスの感染状況や各種助成金の適用状況等を注視した上で、賃金未払等の申告事案について優先的に監督指導を実施し、適切に対応していく。
- 2 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、引き続き、啓発指導及び未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用を図る。
- 3 引き続き、各種資料を活用するなどして、感染拡大防止対策について周知・指導を行う。
- 4 新型コロナウイルス感染症に係る労災請求事案について、引き続き迅速に決定するとともに、業務による感染が労災保険給付の対象となることについて積極的な周知を実施することにより、感染者に関する労災請求勧奨を行う。

3 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備①

(1) 第13次東京労働局労働災害防止計画最終年度における労働災害防止対策

○労働災害発生状況

【昨年(令和3年)の発生状況】

- ・ 死亡災害は、77人と過去最少を記録した令和2年の39人から倍増。13次防の目標(56人以下)を大きく上回った。
- ・ 休業4日以上之死傷災害は、新型コロナウイルス感染症によるり患の影響もあり、2,231人増加の12,876人となった。

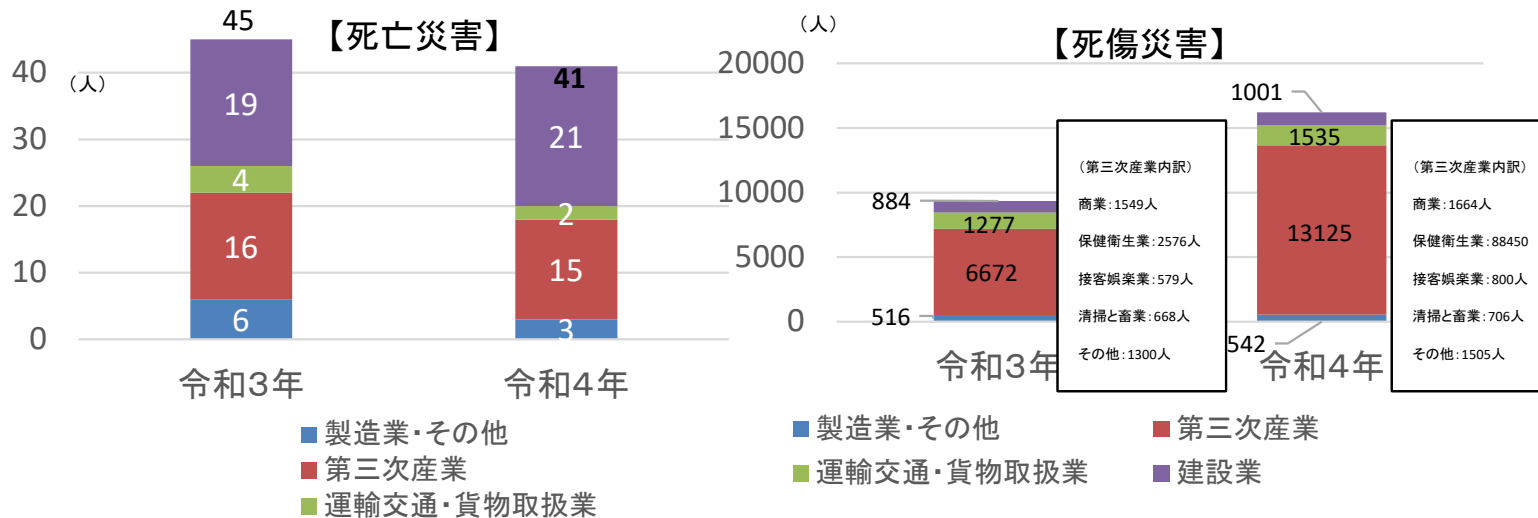
【本年(令和4年)10月末日現在の発生状況】

- ・ 死亡災害は、前年比 4人減少の41人。死傷災害は、新型コロナウイルス感染症によるり患の影響が大きく前年比6,884人増加の16,233人。
- ・ 業種別では、
 - ①建設業 死亡者数:21人(そのうち墜落・転落によるもの 12人) 死傷者数:1,001人(前年比117人増加、+13.2%)
 - ②第三次産業 死亡者数:15人(ビルメンテナンス業 3人(うち熱中症によるもの 2人)、警備業 4人(うち熱中症によるもの 2人))
死傷者数:13,125人(前年比6,453人増加、+96.7%)
 - ③陸上貨物運送事業 死亡者数:2人(前年と同数) 死傷者数:823人(前年820人とほぼ同数)
- ・ 高年齢労働者に係る労働災害は、死傷災害のうち50歳以上が38.6%。うち事故の型別では転倒 23.0%、動作の反動・無理な動作 9.5%、墜落・転落 9.4%の順。

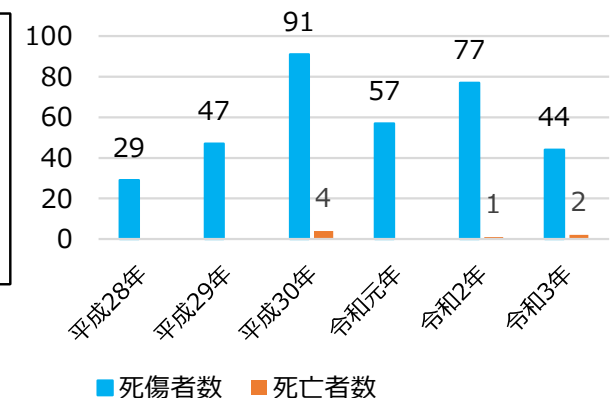
(2) 熱中症の防止対策

- ・ 暑くなる前の2月から熱中症防止のリーフレット23,760部を災害防止団体等に配布。また、7月に「職場における熱中症予防対策会議」を開催し、災害防止団体及び業界団体に要請書を手交するなど、関係団体に熱中症予防対策の徹底について要請。
- ・ 7月に熱中症予防対策動画をYouTubeに掲載(視聴回数 813回)。

業種別労働災害発生状況(令和3年・4年(10月速報値比較))



熱中症による労働災害の推移 (平成28年～令和3年)



3 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備②

(4) 令和4年度の主な取組

○建設業の死亡災害撲滅に向けた取組

① 労働災害防止の取組に向けた決起集会(4月)

- ・ 労働局長より、建災防東京支部長へ労働災害防止に向けた取組強化を要請。
- ・ 建災防東京支部各分会会長及び各監督署の幹部職員出席の上、死亡災害撲滅に向けた意思統一。

② Safe Work建設現場死亡災害撲滅取組期間(6・7月)

- ・ 労働局長による大規模建設現場パトロール、労働局幹部と建災防東京支部との合同によるパトロール、監督署における集中的な現場指導(721現場)等を実施

<集中的現場指導結果(実施期間:6月1日から30日)>

- ・ 指導を実施した都内721の建設工事現場のうち、494現場(68.5%)で違反あり。
- ・ 元請事業者の安全衛生管理(394現場、違反率79.8%)、墜落・転落防止(287現場、違反率58.1%)

③ その他災害発生状況を踏まえた個別対応

- ・ 移動式クレーンの転倒災害防止、エレベーター組立て・解体作業中の災害防止、解体工事における崩壊・倒壊等の災害防止について、事業者や関係団体に対して要請。

○第三次産業における死傷災害防止に向けた取組

① +safe協議会の開催

- ・ 転倒・腰痛等、職場における労働者の作業行動に起因する労働災害(いわゆる行動災害)が特に増加している「介護施設」及び「小売業」について、管内のリーディングカンパニー、業界団体、地方公共団体等を構成員とする協議会を設置。業界における行動災害防止に向けた課題を把握し、対策を検討。

② その他の取組

- ・ ビルメンテナンス業の災害防止対策として、(公社)東京ビルメンテナンス協会及び(一社)東京ガラス外装クリーニング協会との定期的な合同パトロールの実施。

①局長(左)から建災防東京支部長 ②局長(中央)による現場パトロール



③災害発生状況を踏まえチェックリストとともに要請



下半期の取組

1 全業種横断的な取組

- ・ 死亡・重篤な災害が多発傾向の年末に、「年末・年始Safe Work推進強調期間」を設定し、13次防の目標達成、14次防への繋がりを意識の上、各種取組を実施する。

2 業種別の災害防止対策

(1)建設業

- ・ 労働局長によるパトロール(11月)、監督署による集中的な現場指導(12月)等を実施するとともに、その結果を踏まえ14次防における対策を検討する。

(2)第三次産業

- ・ 転倒・腰痛等の行動災害防止に向け、+safe協議会を活用し、小売業、介護施設に対する啓発資料を作成し、東京都管内事業場へ水平展開を行う。
- ・ ビルメンテナンス業、警備業について、業界団体に対し災害防止要請を行うとともに、連携の上、講習会や合同パトロール等を実施する。

(3)陸上貨物運送事業

- ・ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会と連携し、災害防止講習会等を実施する。

3 高年齢労働者の災害防止に向けた取組

- ・ エイジフレンドリーガイドラインについて、あらゆる機会を活用して周知を行う。

4 最低賃金制度の適切な運営

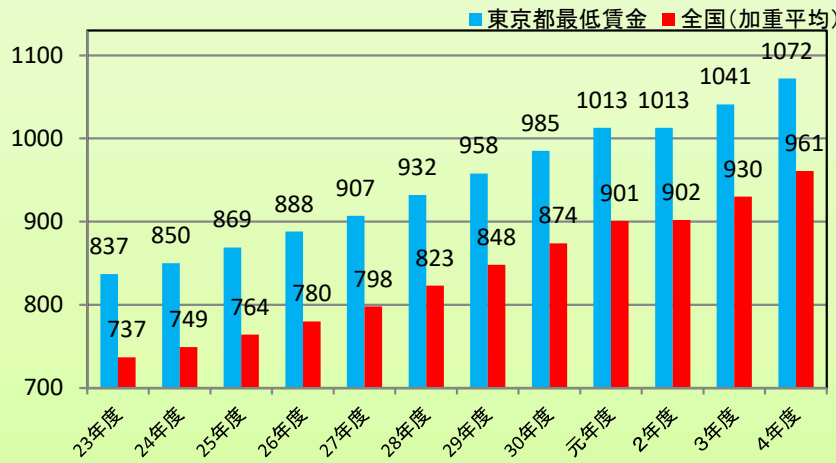
(1) 東京都最低賃金(令和4年度改正、令和4年10月1日発効)

時間額 1,072円(31円引上げ)

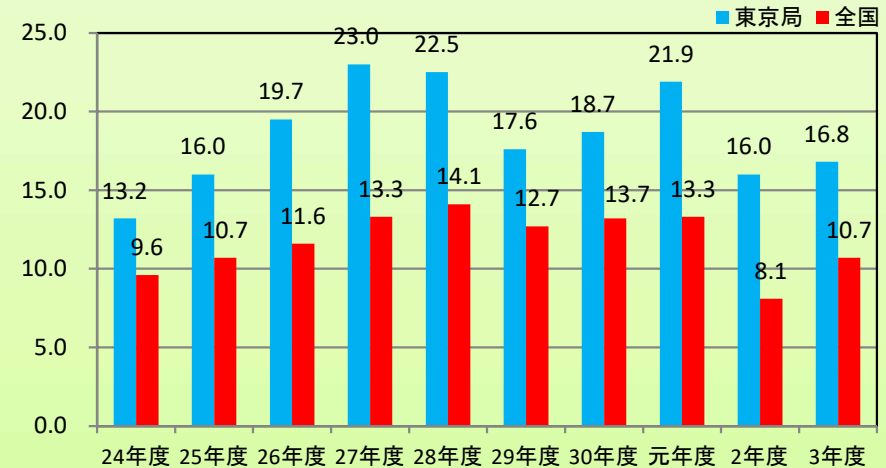
(2) 東京都最低賃金及び業務改善助成金の周知・広報

- ① 「令和4年度東京労働局 最低賃金・業務改善助成金周知強化期間要綱～応援します！TOKYO 1072 さいちんキャンペーン」に基づき、9月から集中的な周知広報活動を実施。
 - ・関係団体等を東京労働局、各労働基準監督署幹部が訪問し、最低賃金の周知及び業務改善助成金の利用促進に関する要請を実施。
 - ・各団体のメールマガジンを活用した広報を重点的に実施し、東京経営者協会、東京商工会議所、東京都社会保険労務士会、東京産業保健総合支援センター、東京都商工会連合会、全国労働保険事務組合連合会東京支部、東京都社会福祉協議会など掲載依頼を実施。
 - ・労働基準監督署等での各種説明会、個別の訪問支援等を通じて、最低賃金額及び業務改善助成金の周知を実施
 - ・広報誌・HP掲載依頼、自治体や各団体にリーフレット・ポスター配布
- ② 最低賃金及び業務改善助成金について東京労働局YouTube公式チャンネルを活用した情報発信を実施

地域別最低賃金の推移



最低賃金の履行確保を重点とする監督指導結果(違反率%)



下半期の取組

1 東京都最低賃金及び各種支援策の周知・広報

- ① 「令和4年度東京労働局 最低賃金・業務改善助成金周知強化期間要綱～応援します！TOKYO 1072 さいちんキャンペーン」に基づき、上半期から引き続き、集中的な周知広報活動を実施する。
 ブロック局として関東一円における周知広報として神奈川、千葉、埼玉を含めた最低賃金改定額及び業務改善助成金の広報動画を作成し、東京メトロ全線の車内広告、JR立川駅前伊勢丹立川ビジョンに掲載する他、東京局独自ポスターを作成し主要バス路線の車内広告に掲載する等、関係部署と連携し業務改善助成金の活用について、積極的な周知を実施する。
- ② 東京都最低賃金の周知・広報のため、都内全自治体広報媒体(63件)への掲載率100%・発効日以前掲載率80%以上を目指し、積極的な掲載依頼を実施する。
- ③ 過去の監督指導歴等により周知が必要と思われる個別事業場等に周知を実施する。

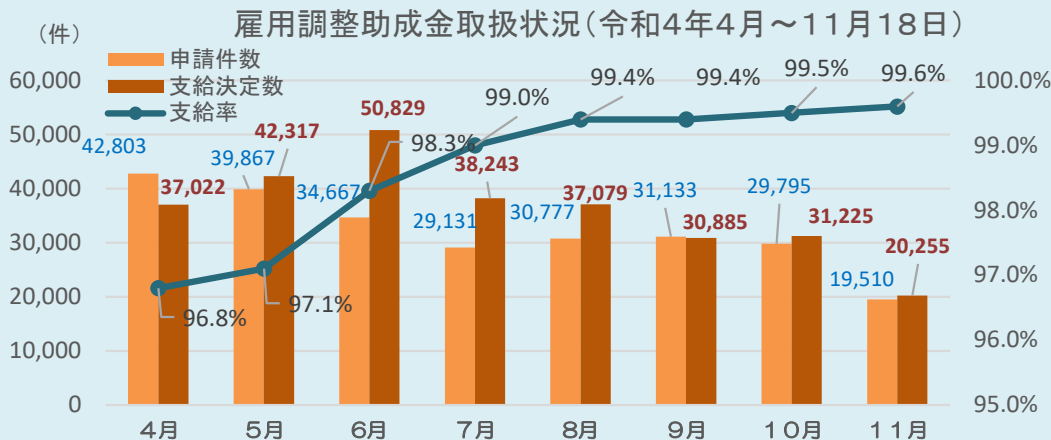
2 最低賃金履行確保監督の適切な実施

管内状況及び各種の調査結果を踏まえ、的確に対象事業場を選定するとともに、監督指導を実施する。

1 雇用の維持・在籍型出向の取組への支援

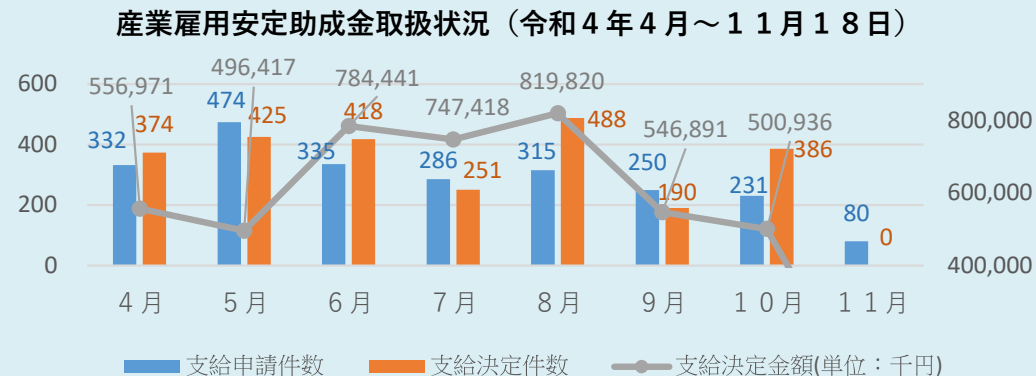
■ 雇用調整助成金の取扱状況

雇用調整助成金等の令和4年11月18日までの支給申請件数の累計は、155万4,763件、支給決定件数累計は154万8,377件となっている。毎月の支給申請件数については、10月は29,795件、前年同月57,761件と比較し51.6%となっており徐々に減少してきている。12月以降は通常制度に移行する予定であるが、特例措置期間は11月末まで続くため、当面の間、申請件数の大幅な減少は期待できないと推測される。



■ 産業雇用安定助成金の取扱状況

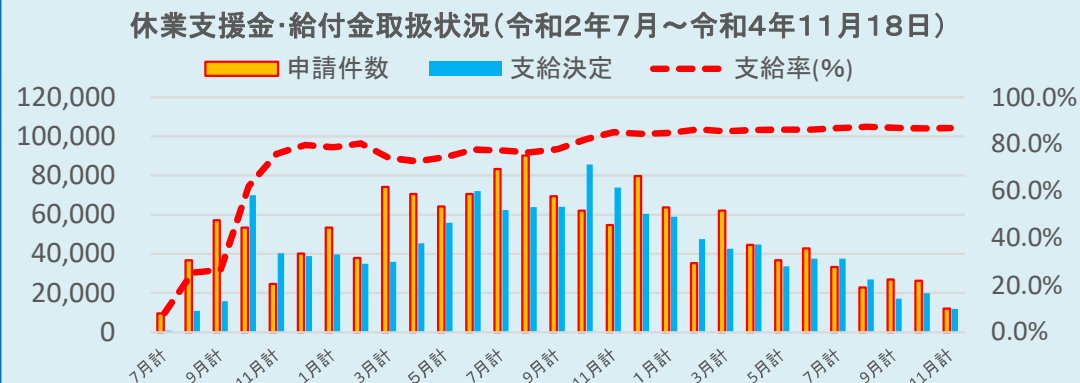
新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者の雇用維持を目的に出向を実施する出向元及び出向労働者を受け入れる出向先事業主に対して助成する。出向に係る運営経費のほか、出向初期経費も助成対象。令和4年10月1日から、支給期間上限が1年から2年に拡充され、出向復帰後の訓練に対する助成が新設された。令和4年11月18日現在、令和3年2月5日の制度創設からの累計支給決定件数は3,786件、累計支給決定金額は約70億4千万円。



■ 休業支援金・給付金の取扱状況

令和4年10月末現在、全国の支給・審査状況は約555万件の申請に対し、現在約484万件が支給決定され、支給率は87.2%。東京における支給申請数は、全国の約26%を占め、申請件数約143万件、支給決定約124万件、支給率86.7%となっている。

申請期間は、休業期間が令和4年7月～9月は令和4年12月31日まで、令和4年10月～11月は令和5年2月28日まで、令和4年12月1日～令和5年3月31日は令和5年6月30日までとなり、12月以降の変更点は、地域特例がなくなり日額上限を8,355円とすること、支給率について8割⇒6割へ引き下げることの2点変更となっている。



下半期の取組

■ 雇用調整助成金について

・ 特例雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の12月以降令和5年3月までについては、これまでの特例期間の延長から、通常制度へ変更となる。

このため各事業所への周知徹底及び、丁寧な説明を心掛ける。

また、引き続き迅速支給に全力で取り組み、併せて適正な支給のため不正疑義案件についても早期調査に努める。

■ 産業雇用安定助成金について

・ 申請から支給まで2ヶ月以内の早期支給に努めるとともに、制度の周知広報や活用勧奨に努める。

■ 休業支援金・給付金について

・ 申請件数が減少傾向にあり、概ね2週間以内の支給決定ができています。引き続き書類不備等の確認も速やかに行い更なる迅速支給に取り組むとともに、適正な支給に向け調査体制の強化を図り、不正疑義案件に対し早期に調査を実施し不正受給の未然防止に努める。

2 デジタル化の推進

■ ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進

■ ウィズコロナ時代における就職支援の実施

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により加速した社会のデジタル化に対応し、従来の来所・対面サービスに加え、ハローワークシステムのオンライン機能を活用した職業相談・職業紹介を行うなど来所によらない就職支援を実施。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた求職者など支援が必要な求職者には予約制・担当者制等の必要なサービスを提供。

■ 求職者に対する就職支援の更なる強化

- ・ ハローワークの支援が必要な求職者への予約制・担当者制による職業相談のほか、職務経歴書等の添削・作成指導、面接対策等、きめ細かな支援を実施。
- ・ 求職者ニーズに応じて、ミドル世代チャレンジコーナー、人材確保・就職支援コーナー、シニア応援コーナー、公的職業訓練窓口など専門窓口への的確な誘導により、専門相談員による就職支援を実施。

■ 求人者に対する充足支援の更なる強化

- ・ 求職者にアピールできる魅力ある求人票とするため、求人者ニーズ等の求人票以上の情報収集・蓄積、応募しやすい求人条件の設定の助言、分かりやすく充実した記載内容となるよう、求人コンサルティングを実施。
- ・ 求人を充足させるため、職業相談窓口と連携し、収集した求人票以上の情報を活用し、適合する求職者への求人票の提供など能動的なマッチング支援を実施。

都内ハローワークでは感染防止策を徹底したうえで、オンラインのほか、電話や郵送を活用した来所を求めない方法による求人受理、職業相談・職業紹介業務を展開。また、「東京即面接WEEK！」など面接会等の各種イベントについても東京都の要請に基づく感染防止策を徹底したうえで通常通り開催。

下半期の取組

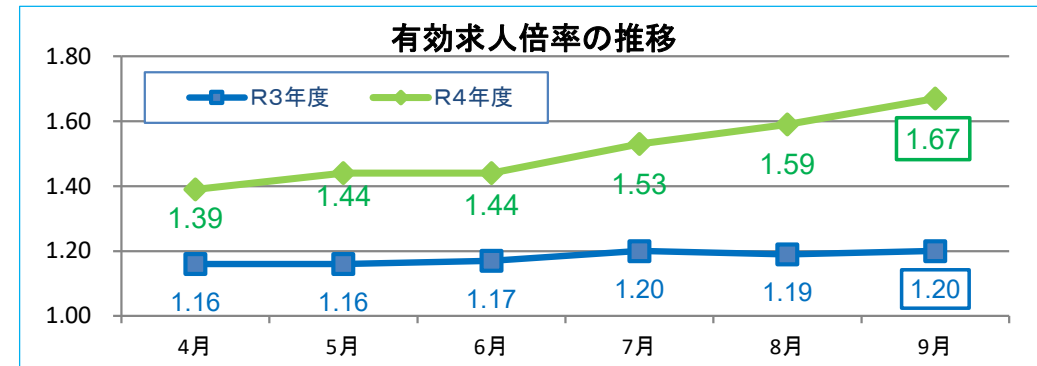
■ ウィズコロナ時代における求人者、求職者支援の充実・強化

- ・ 新型コロナウイルス感染症の新規感染者数等の動向を注視する必要があるものの、社会経済活動の再開により、労働需要が高まっていく中で、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた求職者等に対する就職支援や人手不足が生じている求人者への人材確保支援を充実・強化。
- ・ 就職支援策として、本年10月から都内全所でオンラインを活用した的確な求人情報の提供サービスを開始するとともに、引き続き、支援が必要な求職者には予約制・担当者制等によるきめ細かな支援を確実に提供。
- ・ 求人確保策として、都内ハローワークを利用する求職者に紹介できる求人の確保を図るため、求職者ニーズに沿った求人確保や、経済活動が再開される中で人手不足が生じている求人者への人材確保支援に向けて、事業所訪問をするなど積極的に取り組む。

令和4年度 職業紹介業務取扱状況(4-9月)(全数)

	目標	実績値	達成率	前年同期	前年同期比
新規求職者数	222,803	214,184	96.1%	221,156	▲ 3.2%
紹介件数	340,879	275,159	80.7%	324,364	▲ 15.2%
就職件数	39,216	39,190	99.9%	37,219	5.3%
就職率(%)	17.6	18.3	0.7P	16.8	1.5P
新規求人数	541,305	632,390	116.8%	496,502	27.4%
充足数	54,022	54,528	100.9%	50,905	7.1%
充足率(%)	10.0	8.6	▲ 1.4P	10.3	▲ 1.7P

雇用保険受給者取扱状況(4-9月)	令和4年度	令和3年度	前年同期比
受給資格決定件数	70,816	71,751	▲ 1.3%
受給者実人員(月平均)	41,948	48,583	▲ 13.7%
再就職手当支給決定件数	16,209	17,086	▲ 5.1%
就職件数	10,116	9,635	5.0%
早期再就職件数(8月末現在)	17,203	18,129	▲ 5.1%



令和4年度 ハローワーク評価主要指標	年度目標数	実績値(4-9月)	進捗割合
就職件数	78,000件以上	39,190件	50.2%
充足数	106,860件以上	54,528件	51.0%
雇用保険受給者の早期再就職件数(4-8月)	40,500件以上	17,203件	42.5%

3 人手不足分野や地域間の円滑な労働移動の推進

■医療・福祉等の雇用吸収力の高い分野への重点支援

- 医療、介護、保育、建設、運輸、警備等の雇用吸収力の高い分野については、都内7か所のハローワーク(渋谷、池袋、足立、墨田、木場、八王子、立川)に設置する「人材確保・就職支援コーナー」を中心に、求人者・求職者双方の情報を踏まえたマッチング支援や関係団体等と連携した業界セミナーや施設見学会、ツアー型面接会等を開催。
- 各分野における潜在的求職者の積極的な掘り起こし、求人充足のに向けた条件緩和指導等、重点的なマッチング支援を実施。
- 毎月11日から17日を「東京介護WEEK！」として、都内ハローワークで介護分野の仕事に関するイベントを集中的に実施。
- 東京都、東京都ナースプラザ・東京都福祉人材センターなどの関係機関、業界団体との連携によるセミナーや面接会などのイベント情報の発信。

令和4年度ハローワーク評価重点指標	目標数	実績値 (4-9月)	進捗割合
人材不足分野の就職件数	15,349件以上	7,738件	50.4%

下半期の取組

- 医療・福祉分野をはじめとする人手不足分野の人材確保支援について、「人材確保・就職支援コーナー」を中心に求人者・求職者双方の状況を踏まえた着実なマッチングを実施。
- オンライン開催を含めた面接会や各種セミナー等、業界団体との連携により、業界の理解促進・魅力発信に係るイベントを積極的に実施。
- 11月11日の「介護の日」に合わせた集中的なイベント開催、引き続き「東京介護WEEK！」の積極的な実施。
- SNS(Instagram、LINE、Twitter等)や「東京ハローワークYouTube 公式チャンネル」を活用し、人手不足分野の魅力発信を強化。
- 介護労働安定センターと連携した雇用管理改善支援の実施。
- 東京都福祉人材対策推進機構の専門部会、東京都産業労働局雇用就業部の中小企業人材課題ハッケン支援事業連絡調整会議へ参加。
- 東京都雇用対策協定に基づく福祉、保育分野イベント等への協力、人材確保支援モデル事業に係る特別養護老人ホーム新規開設時の個別求人開拓の実施。



求人・求職のマッチングの促進

ツアー型面接会(事業所の見学と面接をセット開催)、現場見学会、業界セミナー・企業説明会、就職面接会などのマッチングイベントを開催。



求職者の皆様を支援

対象職種での就職を希望する方を対象に、担当制による職業相談や求人の紹介、求職者向けセミナーの開催や各種イベント情報などを提供。



求人者の皆様を支援

対象職種の求人募集を行う事業主の方を対象に、求職者ニーズを踏まえた求人票の書き方のアドバイスや求職者の動向等の情報提供のほか、業界PRなどを実施。



無資格・未経験の求職者が気軽に参加しやすいよう、予約不要・当日参加可能としたイベント、オンライン開催を含めたツアー型面接会、職場見学会、業界に特化した面接会、各種セミナー等を実施。求職者のニーズに応じて、オンライン職業相談・電話相談も活用。

各種イベント情報の他、企業担当者からの声、面接会に対するアンケート結果などを定期的に紹介

オンライン面接会等の開催。



■ 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等

(1) 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等

- 東京都及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部と緊密な連携を図り、地域の求人・求職者ニーズを踏まえた公的職業訓練の一体的訓練計画を策定。

(2) ハロートレーニング(公的職業訓練)による能力開発及び就職支援

① ハロートレーニングへの適切な受講あっせん

- 職業訓練の受講を希望する者のなかで、再就職のために能力開発が必要な者、職業訓練受講により就職の可能性が高まる者にキャリア・コンサルティングを行うなど、適切な職業訓練受講への誘導を実施。



公的職業訓練における受講申込状況

	受講申込数	受講者数
令和4年度(4月～9月)	10,448	6,351
対前年同期比	3.5%	4.4%

② 職業訓練受講者に対する的確な支援による早期就職の実現

- 職業訓練受講中から担当者制等による就職支援を行い、職業訓練修了までに就職内定が見込まれない者については、修了後もハローワークに確実に誘導のうえ、雇用保険適用となる安定した就職ができるよう支援を実施。

公的職業訓練修了3か月後の就職状況

	就職率	対前年同期比
令和4年度(4月～9月)	63.4%	2.7P

下半期の取組

○ハロートレーニングの積極的な周知広報の実施

- 職業相談時におけるコース案内等を活用した周知及び訓練申込みへの誘導
- 基礎自治体や関係機関と連携した周知広報及びSNS等を活用した制度案内、訓練コースの周知。

○訓練受講生への就職支援の強化

- 求職者マイページの開設勧奨及びメッセージ機能を活用した求人情報提供等による、訓練受講中からの積極的な職業紹介を実施。

○ハロートレーニング受講による人手不足分野や成長分野への再就職支援

- 介護やデジタル分野等の訓練コース設定を拡充し、受講あっせん及び再就職へ向けた伴走型支援の実施。

4 多様な人材の活躍促進

■ 新規学卒者、非正規雇用労働者等への就職支援

(1) 新規学校卒業予定者等に対する就職支援

① 新規高等学校卒業予定者に対する就職支援

- 各ハローワークにおいて、管内の高校等と連携し、就職準備相談、模擬面接、事業所見学への同行等の就職支援を実施。

【令和4年9月末現在】

	① 卒業予定者数	② 求職者数	③ ②のうち 就職決定者数	④ 求人数	⑤ 求人倍率(倍) (④/②)	⑥ 就職内定率 (③/②)
令和5年3月卒	104,114	4,455	2,319	43,837	9.84	52.1%
前年比	▲1.5%	▲10.3%	▲0.5%	21.3%	2.56P	5.2P

② 新規大学等卒業予定者に対する就職支援

- 東京及び八王子新卒応援ハローワークにおいて、担当者制による個別支援のほか、計画的に大学のキャリアセンター等を訪問し、職業意識啓発やセミナー等を実施。
- 東京都との連携による合同就職面接会を実施し、学生等に中小企業を中心とした求人事業主との面接機会の提供と就職促進を図る。

【令和4年10月1日現在】

	内定率	前年比
令和5年3月大卒	74.1%	2.9P

令和4年度ハローワーク評価重点指標	目標数	実績値 (4-9月)	進捗割合
就職支援ナビゲーターの支援による 正社員就職件数	19,914件以上	8,832件	44.4%



下半期の取組

○未内定学生・生徒への就職支援

- 学校と連携し、早期に内定が得られるよう「ひとりにしない」「あきらめさせない」ための個別支援を行うとともに、企業説明会や面接会を引き続き実施。

○若者雇用促進法の周知

- 青少年雇用情報の提供制度について、事業所、学校等への周知、啓発をあらゆる機会を捉えて実施。

○労働法制の知識の付与

- 職業生活に必要な労働法制の基礎的知識の重要性について、中学校・高校等に対し、積極的に周知啓発を行い、要望により講師派遣を実施。

■ 就職氷河期世代の活躍支援

■ 就職氷河期世代に対する「ミドル世代チャレンジコーナー」での集中的な支援

目 的

就職氷河期世代の不安定就労者等に対する支援窓口として、都内6か所のハローワーク(飯田橋、渋谷、新宿、池袋、足立及び立川所)に専門コーナーを設置。生活設計から就職後の職場定着まで、伴走型チーム支援を実施。

主な対象者

概ね35歳以上55歳未満で不安定な就労状態にある者等

主な支援メニュー

- ・ 担当者制による個別支援
- ・ 就職氷河期世代向け求人等を活用した職業紹介
- ・ 応募書類対策、面接対策
- ・ 就職後の職場定着支援
- ・ 各種セミナー、面接会等の実施
- ・ ハロートレーニング(公的職業訓練)へのあっせん 等



令和4年度ハローワーク評価重点指標	目標数	実績値(4-9月)	進捗割合
就職氷河期世代の正社員就職件数	8,232件以上	4,384件	53.3%

下半期の取組

○ 就職氷河期世代の正規雇用化促進

- ・ 就職氷河期世代対象を対象とした合同就職面接会の開催 (23区会場)10月12日、参加企業:43社 (多摩会場)11月9日、参加企業:14社
- ・ コーナーの企画運営によるセミナー・面接会の開催。

○ 東京就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム

- ・ 労働局、東京都、主要経済・労働団体等で構成する「東京就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」において地域一体となって就職氷河期世代支援を促進。

○ 就職氷河期対象求人の確保

- ・ 管内経済団体等に対して、傘下会員企業への求人勧奨依頼や、求職者ニーズに応じた求人開拓による求人確保。

○ 幅広い支援メニュー

- ・ 民間の創意工夫による総合的支援「不安定就労者再チャレンジ支援事業」
- ・ 就職に有効な資格の短期取得と実習等による「短期資格等習得コース事業」
- ・ 就労体験を通じて職業に対する理解を深める「職場実習・体験事業」

(2) 若年者に対する就職支援

■ わかものハローワーク等による就職支援

- ・ 不安定就労期間の長期化や職業知識・経験等の不足により、就職活動に課題や不安を抱える34歳以下の若年者については、「都内わかものハローワーク(渋谷・新宿・日暮里)」及び各ハローワークに設置する「わかもの支援窓口」において、個別担当者制による対象者一人ひとりの態様に応じたきめ細かな就職支援を実施。

【都内ハローワークにおける若年者(34歳以下)の支援状況】

	新規求職者数	就職者数	就職率
4~9月	58,748	7,684	13.1%

【わかものハローワークにおける担当制支援状況】

	新規対象者数	就職者数	就職率
4~9月	1,483	1,048	70.7%



令和4年度ハローワーク評価重点指標	目標数	実績値(4-9月)	進捗割合
ハローワークの職業紹介により、正社員に結び付いたフリーター等の件数	7,075件以上	3,644件	51.5%

下半期の取組

○ 若年者の正社員就職の促進

- ・ 若年者の正社員就職の実現を図るため、11~12月に「わかもの正社員就職応援キャンペーン<第2弾>」とし、都内わかものハローワークを中心に、集中的な若者向け面接会・セミナー等を実施。

(参考)

わかもの正社員就職応援キャンペーン<第1弾> 7月1日~31日
実施回数:14回、参加求人数:26人、面接件数:86件、就職件数:10件

- ・ 「まだ間に合う、4月入社!わかもの合同就職面接会」の開催
日程: 令和5年2月15日、16日の2日間
対象: 34歳以下の若年者及び令和5年3月大学等新規卒業予定者
参加企業: 正社員を募集する60社(30社×2日)を予定

■ 女性の活躍促進

(1) 母子家庭の母等の雇用対策の推進

- 各自治体のひとり親を支援する担当部署や生活保護・児童扶養手当の担当部署等と連携のもと、都内ハローワークにおいて就職支援を実施。

都内ハローワークにおける母子家庭の母等ひとり親等の支援状況

	新規求職者数	就職件数	就職率
令和4年4～9月	5,632	1,125	19.9%
前年同期比	▲11.3%	▲12.3%	▲0.3p

(2) 女性のライフステージに対応した活躍支援

- 都内にマザーズハローワークを3か所、マザーズコーナーを7か所設置し、就職支援サービスを推進。
- マザーズハローワークやコーナーにおける個別担当者制によるきめ細かな職業相談を行う中で、個々の求職者の置かれている状況に応じた就職実現プランを策定し、早期就職を目指した就職支援を実施。
- 子育て女性が就業しやすい求人確保のため、「えるぼし」や「くるみん」認定企業等、柔軟的な働き方に理解のある事業所に対して求人開拓を実施。



マザーズハローワーク及びマザーズコーナーの個別担当者制による支援状況【令和4年度4～9月の取組状況】

対象者目標数	対象者実績	達成率	就職目標数	就職実績	達成率
2,569	2,528	98.4%	2,416	2,472	102.3%

令和4年度ハローワーク評価重点指標	目標数	実績値(4-9月)	目標に対する実績比
マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率	94.0%以上	97.8%	3.8P

下半期の取組

- 個別担当者制による就職支援の実施、仕事と子育ての両立しやすい求人の充実・確保。
- オンライン職業相談、オンラインセミナー等の積極的活用。
- 子ども連れでも安心して利用できる専門施設としての周知の推進。
- 潜在的求職者の利用拡大を図るため、NPO等との連携、積極的な取材受入れによるメディア利用やSNSの活用など、周知・広報の更なる推進。
- 東京都が主催する女性の就業拡大イベントと併せ、仕事と子育て両立支援合同就職面接会の実施。

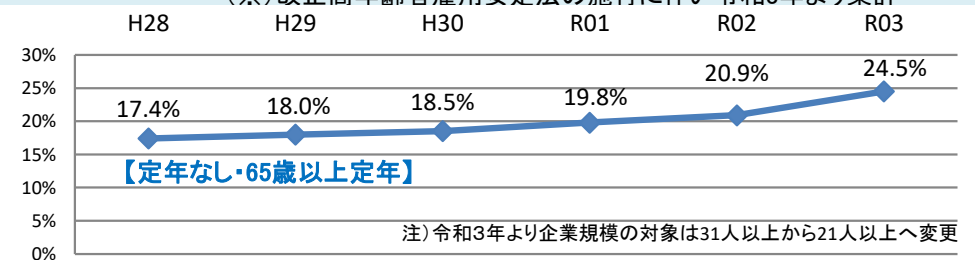
■ 高齢者の就労・社会参加の促進

(1) 高齢者雇用確保措置の状況【令和3年6月1日現在】

(21人以上規模企業)

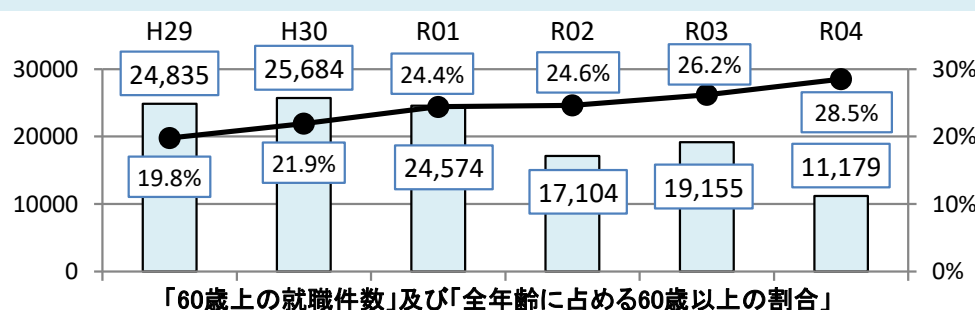
- 雇用確保措置実施企業の割合 99.9%
- 「定年制なし」及び「65歳以上定年企業」の割合 24.5%
- 70歳までの高齢者就業確保措置実施企業の割合 19.3% (※)

(※)改正高齢者雇用安定法の施行に伴い令和3年より集計



(2) 高齢者の再就職支援(令和4年4月～9月の60歳以上の状況)

- 新規求職者 56,697人(前年同期比4.4%増) うち65歳以上35,485人
- 就職件数 11,179件(前年同期比18.3%増) うち65歳以上 6,518件



(3) 高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

- 地域の実情に応じた就業機会を確保するため、シルバー人材センター連合と連携した周知啓発を実施。

令和4年度ハローワーク評価重点指標	目標数	実績値(4-9月)	進捗割合
生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数	3,876件以上	2,004件	51.7%

下半期の取組

- 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」が令和3年4月に改正され2年目となることから、65歳を超える定年や継続雇用制度等の導入等、70歳までの就業機会の確保について、引き続き積極的な周知・啓発を実施。
- 高齢求職者(特に65歳以上)の就職支援に特化した「シニア応援コーナー(生涯現役支援窓口)」における支援の充実強化。

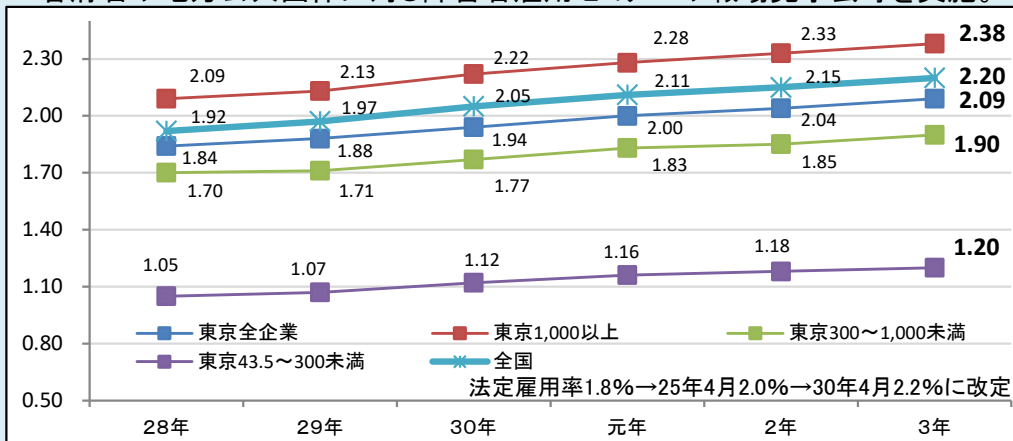
■ 障害者の就労促進

(1) 企業に対する指導・支援

- ・ 令和3年6月1日現在の障害者の雇用状況は、民間企業実雇用率2.09%（前年比0.05P増加）、法定雇用率達成企業割合30.9%（同1.6P減少）
- ・ 障害者雇用ゼロ企業や障害者雇用に係るノウハウを有さない企業に対し、企業向けチーム支援の体制整備や職場実習推進事業等を実施。

(2) 公務部門における障害者雇用

- ・ 法定雇用率達成を図るため、障害者雇用に関する理解の促進を第一に、各府省や地方公共団体に対し障害者雇用セミナーや職場見学会等を実施。



(3) 障害者に対する支援

- ・ 個々の障害者の障害特性や就労ニーズに応じたきめ細かい職業相談・職業紹介、個別求人開拓など、ハローワークを中心とした「チーム支援」を実施。

	新規求職者数	就職件数	チーム支援	
			対象者数	就職件数
令和4年4～9月	10,449	3,691	3,580	1,544
前年同期比	6.1%	9.2%	▲4.1%	▲13.8%

令和4年度ハローワーク評価重点指標	目標数	実績値 (4-9月)	進捗割合
障害者の就職件数	6,082件以上	3,691件	60.7%

下半期の取組

- ・ 法定雇用率未達成の企業に対し、企業向けチーム支援等を実施するほか、障害者雇用の阻害要因に応じた指導・支援の実施。
- ・ 「TOKYO障害者マッチング応援フェスタ」合同就職面接会の開催。
- ・ 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」(出前講座)の実施。
- ・ 公務部門における障害者雇用の計画的な推進への支援の実施。
- ・ 関係機関との連携による精神・発達障害者等に対する的確な職業紹介の実施。

■ 外国人に対する支援

(1) 留学生の国内就職支援の強化

外国人在留支援センター(FRESC)内に設置している東京外国人雇用サービスセンターを中心に、東京新卒応援ハローワーク及び大学等との連携の下、日本国内で就職を希望する外国人留学生に対し、積極的な職業相談・職業紹介を実施。

(2) 専門的・技術的分野の外国人の就業推進

東京外国人雇用サービスセンターにおいて、個々の外国人求職者が持つ能力等を十分把握し、ハローワークのネットワークを最大限活用した求人情報の提供、職業紹介に努めている。

(3) 定住外国人の就業推進

新宿外国人雇用支援・指導センターを始め、各ハローワークにおけるきめ細かい職業相談等により就職を支援。また、外国人労働者に対する適切な雇用管理が期待できる求人を積極的に開拓している。

(4) 外国人労働者の就業改善の推進

労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出の履行徹底を図るとともに、外国人労働者専門官を中心に、外国人労働者雇用管理指針の啓発のため、事業所訪問を計画的・機動的に実施。また、外国人労働者問題啓発月間(6月)においては、関係機関と連携の上、周知・啓発活動を集中的に行った。



《外国人に対する専門施設の支援状況》

	東京外国人雇用サービスセンター 支援状況		新宿外国人雇用支援・指導センター 支援状況	
	新規求職者数	就職件数	新規求職者数	就職件数
令和4年4～9月	2,630	250	1,529	418
前年同期比	▲19.6%	47.9%	▲26.7%	7.2%

《外国人に対する都内ハローワークの支援状況》

	新規求職者数	就職件数	就職率
令和4年4～9月	6,040	692	11.5%
前年同期比	▲22.3%	3.5%	2.9p

※東京新卒応援ハローワークの取扱いを含む。

下半期の取組

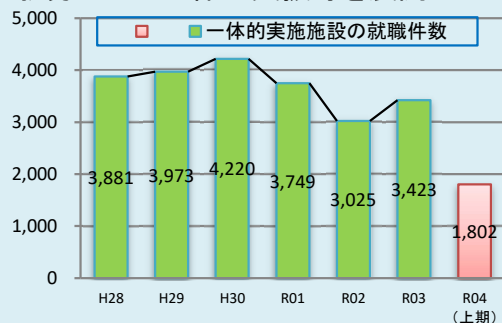
- ・ 水際対策の緩和に伴い今後増加が見込まれる、国内就職を希望する外国人に対する積極的な職業相談・職業紹介の実施。
- ・ 専門施設(東京外国人雇用サービスセンター)において合同就職面接会・ミニ面接会を実施
- ・ 就職を希望する定住外国人向けに、日本語によるコミュニケーション能力向上等を目的とする外国人就労・定着支援事業の受講を積極的に働きかけ、研修修了者の就職・職場定着支援を実施。
- ・ 計画的な事業所訪問に基づき、適切な外国人雇用管理の助言、指導の実施。

5 地方公共団体と一体となった雇用対策の推進

東京都雇用対策協定やハローワークと基礎自治体が地域雇用問題連絡会議を通じ、それぞれの強みを発揮して、一体となった雇用対策を進めることで、地域住民サービスの更なる強化に取り組んでいます。

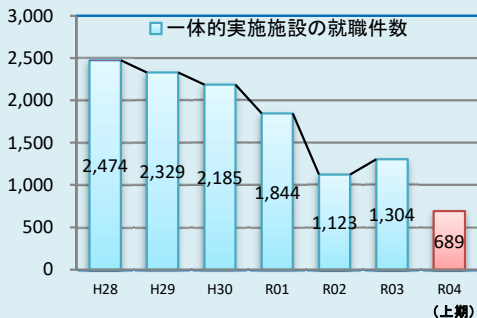
一体的実施事業の展開

- 基礎自治体の庁舎等に常設窓口を設置
- 完全予約制・担当者制で国の職員が対応
- 生活保護受給者等、若年者等に対して、基礎自治体の雇用支援事業や福祉から就労までの一体的支援等を展開



【生活保護受給者等対応型】

台東区 港区 大田区 世田谷区 新宿区
中野区 杉並区 豊島区 板橋区 練馬区
北区 足立区 荒川区 墨田区 葛飾区
江東区 江戸川区
八王子市 町田市 府中市 調布市
(令和4年10月1日現在17区4市23か所で実施)



【一般求職者対応型】

品川区 杉並区 江戸川区
(令和4年10月1日現在3区で実施)

東京都雇用対策協定の締結

東京都雇用対策協定運営協議会

東京労働局

東京都

地域の課題に対し機動的・総合的な雇用対策を実施

地域雇用問題連絡会議の開催

ハローワーク
(17所)

連携事業の協議

基礎自治体
(区市町村)

- 地域のニーズ・特性に応じ、国の労働政策の活用や地域の雇用就業施策との連携強化、共同事業の企画・運営等を協議
- 構成員
 - ・基礎自治体: 首長以下、幹部職員
 - ・ハローワーク: 所長以下、幹部職員
 - ・労働局: 局長以下、幹部職員
 - ・商工会議所他地域の経済団体、関係機関など

※令和4年度開催実績

集合開催: 19区14市1町、書面開催: 4区7市

就職面接会等の共同開催(地域の経済団体とも連携)

- 就職面接会(若年者、高齢者、障害者、女性)
- 福祉・保育のツアー型面接会
- 求職者向けセミナー
- 基礎自治体窓口への出張相談
- 基礎自治体からの事業所情報に基づく、求人開拓の実施
- 障害者の職業生活を含めた就職支援(チーム支援)

ふるさとハローワーク

ハローワークの関連施設を基礎自治体の求めに応じ、基礎自治体の庁舎等に設置し、職業相談・紹介を実施(令和4年10月1日現在5区11市町で実施)

世田谷区 目黒区 練馬区 北区 荒川区 日野市
昭島市 小平市 東村山市 東大和市 あきる野市
瑞穂町 西東京市 東久留米市 清瀬市 多摩市

ふるさとハローワーク取扱状況: 就職件数(4月から9月)

目標数	実績値	達成率
3,786	4,113	108.6%

HW庁舎外窓口

求職者の利便性の高い地域(駅前等)にハローワークプラザとして設置

大田区 板橋区 足立区 葛飾区 江戸川区
八王子市 立川市 調布市

求人情報オンライン提供

自治体の求めに応じ、ハローワーク求人情報を提供

千代田区 中央区 文京区 台東区 品川区 渋谷区
目黒区 新宿区 杉並区 豊島区 葛飾区 国分寺市
あきる野市 稲城市 東京都産業労働局・福祉保健局

生活保護受給者等就労自立促進事業

生活保護受給者を含む生活困窮者等の就労支援の充実・強化を図るため、基礎自治体と連携を図りながら、担当制による個別支援や定期的な巡回相談などを実施

令和4年度ハローワーク評価重点指標

生活保護受給者等就労自立促進事業の就職率

目標就職率

63.5%以上

実績値
(4-9月)

67.0%

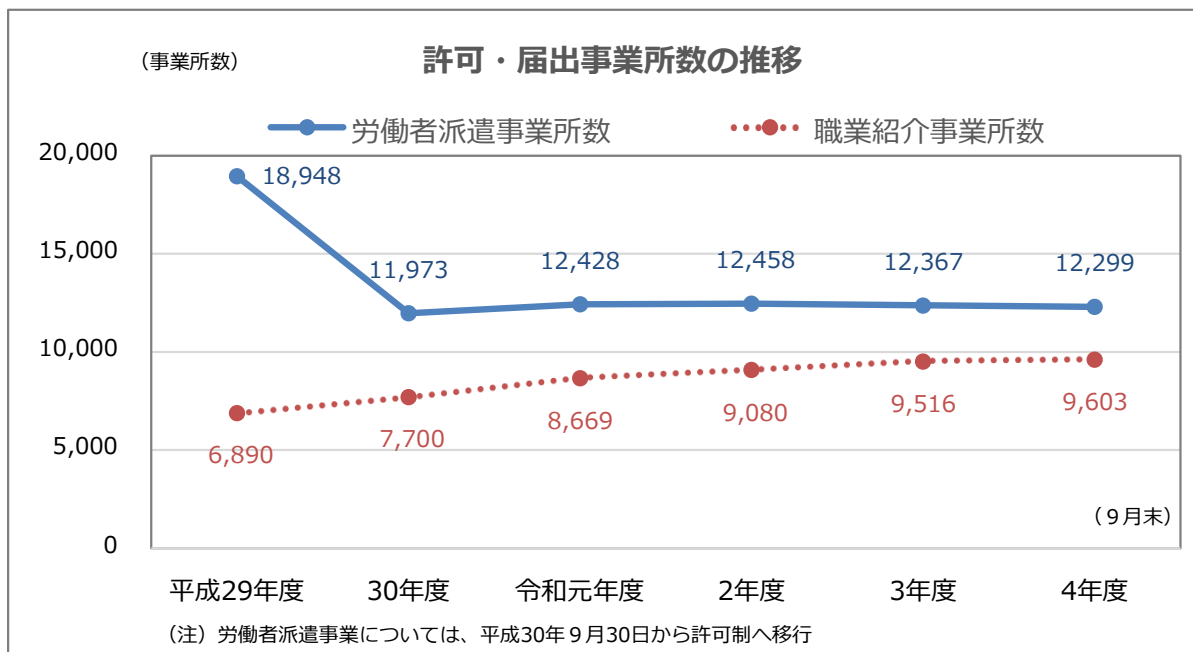
前年同期比

▲4.2P

1. 労働者派遣事業、職業紹介事業の動向

①事業所数の推移

- 労働者派遣事業の事業所数は、令和4年9月末現在で12,299事業所と横ばいで推移。
- 職業紹介事業の事業所数は、令和4年9月末現在で9,603事業所と年々増加。



②新規許可等・更新事業所数 (令和4年4月～9月)

	新規許可等	前年同期比	更新	前年同期比
労働者派遣事業	250	▲14.7%	1,568	▲30.9%
職業紹介事業	436	▲21.6%	1,056	▲1.2%

(注) 更新申請時の財産的基礎要件に係るコロナ特例の活用状況

労働者派遣事業：64事業主、職業紹介事業：62事業主

下半期の取組

労働者派遣事業及び職業紹介事業において、適正な事業運営が行われるよう、入口となる許可・届出の段階で、制度周知の徹底と厳正な審査を実施。

- 許可申請に係る迅速かつ厳正な審査を実施。
- 許可申請を検討している事業者、新たに許可を取得した事業主、許可更新した事業主に対して、適正な運営に向けた各種説明会を実施。

2. 申告・相談への迅速・適切な対応

労働者等からの申告・苦情相談について、正確な内容の把握に努めるとともに、迅速かつ適切に対応する。

① 申告受理（令和4年度上半期）：19件（前年同期比72.7%増）

② 苦情・相談の状況（令和4年度上半期）

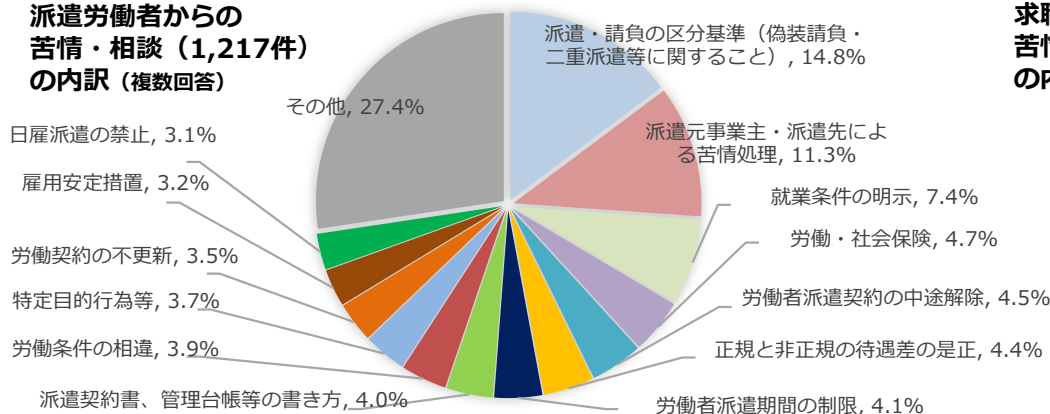
【労働者派遣事業】

	件数	前年同期比
計	19,349	▲15.2%
派遣労働者	1,217	21.2%
派遣元	15,080	▲18.9%
派遣先	1,979	▲18.0%
その他	1,073	31.7%

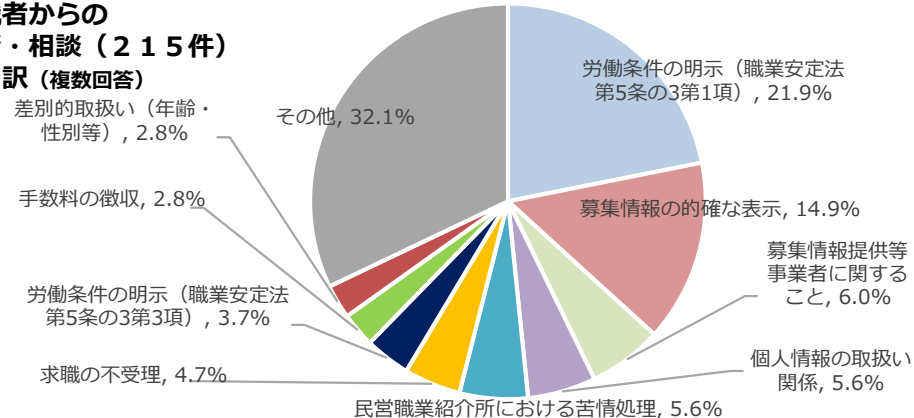
【職業紹介事業】

	件数	前年同期比
計	14,741	3.2%
求職者	215	53.6%
求人者	383	52.6%
職業紹介事業者	13,656	1.3%
その他	487	18.8%

派遣労働者からの
苦情・相談（1,217件）
の内訳（複数回答）



求職者からの
苦情・相談（215件）
の内訳（複数回答）



3. 法制度の周知、的確・厳正な指導監督の実施

令和4年度上半期の個別指導監督の実施状況

	指導監督事業所数	前年同期比	是正指導件数
計	2,103	33.3%	1,704
労働者派遣事業	1,747	31.5%	1,543
請負事業	96	104.3%	28
職業紹介事業	243	68.8%	125
その他（募集等）	17	▲70.7%	8

※ 上記のほか、集団指導（計44回、延べ2,173事業所）を実施。

下半期の取組

- 平成27年改正労働者派遣法に基づく雇用安定確保措置等の履行確保に重点を置いた指導監督を実施する。
- 平成30年改正労働者派遣法に基づく同一労働同一賃金の適正な履行確保のため、労使協定の内容確認等による集中的指導監督等を実施する。
- いわゆる偽装請負、多重派遣に対して厳正な指導監督を実施する。
- 職業紹介事業者及び求人者等に対し、改正職業安定法の履行確保に重点を置いて指導監督を実施する。
- 申告・苦情への迅速な対応を実施する。

重点対策取組状況

第1 労働保険料等の適正徴収等

様々な機会を通じた労働保険制度の周知・指導の推進

労働保険年度更新の円滑な運営や口座振替納付の利用勧奨、滞納事業場に対する納付督促・滞納処分、効果的な労働保険料算定基礎調査の実施等により、適正徴収に努める。

また、行政手続コストの削減及びデジタル化を一層推進するため、電子申請の更なる利用促進を推進する。

第2 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

令和3年度から「第7次労働保険未手続事業一掃対策3か年計画」に基づき推進

1 未手続事業の把握、加入促進

厚生労働本省、労働局・監督署・安定所、関係行政機関等と連携した未手続事業一掃対策を実施する。また、度重なる指導にもかかわらず成立手続を行わない事業主には、職権成立の措置を講じる。

2 労働保険制度の周知広報

未手続事業の解消に当たり、広く労働保険制度を周知し、自主的な成立手続を促す。

第3 労働保険事務組合に対する指導等

事務組合に対し監査・指導・研修等を実施し、事務組合制度の信頼性を確保

事務組合が法令等に則り適正運営されるよう、計画的に監査・指導・研修等を実施。

特別加入制度については、芸能、アニメ、自転車運送事業等の対象範囲拡大を含め、周知、広報し、利用促進を図る。

下半期の取組



第1 労働保険料等の適正徴収等 (年度目標収納率=99.35% (平成31年度実績) 以上)

滞納事業主に対する納付督促の実施、納付督促後なお納付がなされない事業場に対する速やかな財産調査・差押え等の強制措置の実施を推進。

休業支援金・給付金申請を端緒として把握した未手続事業場に対し、迅速な算定基礎調査を実施する。

第2 労働保険の未手続事業一掃対策の推進 (年度成立目標件数=9,000件)

引き続き、未手続事業の的確な把握、効果的な加入勧奨、積極的な職権成立を推進する。

11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と位置付け、東京労働局HP及び関係団体の広報誌等への記事掲載、事業主団体・地方公共団体等への協力依頼など、広報活動を集中的に展開する。

第3 労働保険事務組合に対する指導等

職業安定部と連携し、事務組合監査計画に基づいた監査の実施及び重点指導対象事務組合に対する指導の継続実施。また、全事務組合を対象とした参集型の研修会を開催予定。

特別加入制度について、東京労働局HPのほか、研修会及び関係団体の実施する説明会等において、周知を実施。

労働保険料 徴収決定及び収納状況 (10月末)

	徴収決定額	収納済額	収納率
3年度	7,520 億円	3,249 億円	43.21 %
4年度	9,199 億円	4,085 億円	44.41 %
差	+ 1,679 億円	+ 836 億円	+ 1.20 P
3年度末	7,560 億円 (7,537 億円)	7,486 億円	99.03% (99.32%)
4年度末	目標収納率 = 99.35% 以上		

電子申請の利用促進 (10月末)

※ () は、納付猶予額を減じた数値

	申請件数合計	電子申請件数	電子申請利用率
3年度	331,859 件	97,907 件	29.50 %
4年度	372,275 件	113,643 件	30.53 %
3年度末	382,835 件	112,520 件	29.39 %
4年度末	目標 = 29.39% (3年度実績) 以上		

未手続事業一掃対策の推進状況 (9月末)

	成立目標件数 (年間)	成立件数	進捗率
3年度	8,000 件	5,657 件	70.7 %
4年度	9,000 件	4,780 件	53.1 %
3年度末	8,000 件	12,729 件	159.1 %
4年度末	成立目標件数 = 9,000件		

労働保険事務組合への委託状況 (令和3年度末)

事務組合数 741組合 適用事業場数 485,600事業場

個別事業場 (64.2 %)
311,956

委託事業場 (35.8 %)
173,644

労働保険事務組合の監査状況 (10月末)

	計画件数	実施件数	実施率
3年度	430 件	265件	61.6 %
4年度	320件	211件	65.9%
3年度末	430件	424件	98.6 %
4年度末	実施計画数 = 320件		